

市第60号議案

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第

6 条第 4 項に規定する重要な財産を定める条例の制定

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第 6 条第 4 項に規定する重要な財産を定める条例を次のように定める。

平成25年12月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法第

6 条第 4 項に規定する重要な財産を定める条例

（趣旨）

第 1 条 公立大学法人横浜市立大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号。以下「法」という。）第 6 条第 4 項に規定する重要な財産については、この条例の定めるところによる。

（重要な財産）

第 2 条 法第 6 条第 4 項に規定する条例で定める重要な財産は、横浜市からの出資又は支出に係るもの（法第42条の規定による支出に係るものを除く。）とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、地方独立行政法人法第 6 条第 4 項に規定する重要な財産を定めるため、公立大学法人横浜市立大学に係る地方

独立行政法人法第 6 条第 4 項に規定する重要な財産を定める条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

地方独立行政法人法（抜粋）

（財産的基礎）

第 6 条 （第 1 項から第 3 項まで省略）

4 地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する重要な財産であって条例で定めるものが将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなつたと認められる場合において、当該財産が地方公共団体からの出資又は設立団体からの支出（金銭の出資に該当するものを除く。）に係るものであるときは、第 42 条の 2 の規定により、当該財産（以下「出資等に係る不要財産」という。）を処分しなければならない。

（第 5 項及び第 6 項省略）